

# 発達障害者支援の課題と方向性

## 目次

1. はじめに.....1

2. 発達障害児者を取り巻く状況.....2

(1) 京都府内の発達障害者数(推計)(乳幼児期、学齢期、成人期)

(2) 京都府における主な発達障害者支援

3. 発達障害者支援の課題と方向性.....6

(1) 発達障害者支援によって目指すべき社会.....6

(2) オール京都体制の支援・連携ネットワークの構築.....6

(3) ライフステージに対応した支援.....7

① 乳幼児期

② 学齢期

③ 成人期

(4) 支援体制の整備.....11

① 相談支援体制

② 医療提供体制

③ 福祉サービス提供体制

(5) 人材の育成.....14

(6) 発達障害の理解促進.....14

(7) その他.....15

(参考)

- ・委員名簿
- ・参考1: 京都府の主な発達障害者支援
- ・参考2: 京都府における発達障害者関連施設等
- ・参考3: 発達障害者支援センター・発達障害者圏域支援センターの実績
- ・参考4: 発達障害児等早期発見・早期療育支援事業の実績
- ・参考5: 保健所における令和5年度の取組予定

参考1～5については、令和8年3月時点の情報に更新

京都府発達障害者支援体制整備検討委員会

令和6年2月

## 1. はじめに

発達障害については、発達障害者支援法が平成 17 年に施行されてから、発達障害者に対する支援は着実に進展し、発達障害に対する府民の理解も広がってきた。

平成 22 年には障害者自立支援法及び児童福祉法が、平成 23 年には障害者基本法が改正され、発達障害者が障害福祉サービス等の対象となることが明確にされ、平成 28 年には「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が施行され、「乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援」「障害の有無によって分け隔てられることの無い共生社会の実現」「家族及びその関係者を支援対象とし、情報の提供や家族が互いに支え合うための活動支援」などが明確にされた。

また、児童福祉法の改正により、平成 24 年度には、障害種別ごとの施設・事業所が一元化され、身近な地域で支援を受けられる体制が整備されるとともに、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業が創設された。さらに平成 28 年度には、地方自治体に障害児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障害児支援のサービス提供体制が計画的に整備された。

令和5年度に「こども家庭庁」が設置され、障害の有無に関わらず、すべてのこどもが共に育つ地域づくりや、障害児の健やかな育成を支援するため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、地域の保健、医療、障害福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築に取り組んでいくこととされた。

令和4年6月に成立した改正児童福祉法（令和6年4月施行予定）では、市町村において、子育て世帯への包括的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置、児童発達支援センターを中核にした地域の支援体制の整備・強化、地域におけるインクルージョンの推進等を進めていくこととされたところである。

このような中で、京都府においては、京都府発達障害者支援体制整備検討委員会を設置し、平成25年度から5年間を目処として取り組むべき対策について、本委員会において「発達障害者支援の課題と方向性」を取りまとめ、京都府において発達障害者施策を実施してきたところである。

この度、取組から5年目を迎えるに当たり、5年間の取組の検証と、京都府の障害者基本計画と障害者福祉計画・障害児福祉計画を統合した「京都府障害者・障害児総合計画」(R6～R11 年度までの6年間、国基本指針に基づく成果目標については3年毎に見直し)との整合性も図りながら、令和6年度から令和8年度までの3年間に向けて、新たな方向性を整理し、発達障害の支援のあり方について、中長期的な視点に立って取り組むべき対策の方向性を示した本報告書を取りまとめたものである。

### 【令和5年度の開催状況】

	開催日	検討項目
第1回	令和5年7月 21 日	・「発達障害者支援の課題と方向性」の課題に対する対応状況と検証結果 ・発達障害児・者支援の検討の方向性について
第2回	平成5年8月 29 日	・発達障害児・者支援のあり方の検討の方向性について
第3回	令和6年2月 19 日	・「発達障害者支援の課題と方向性(案)」について

## 2. 発達障害児者を取り巻く状況

## (1) 京都府内の発達障害児者の状況

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害児については、障害のあらわれ方や程度が多様であるが、これまでの取組や調査の結果から、発達障害児数は以下のように推計される。

### ① 乳幼児期

京都府における年中児スクリーニング(5歳児健診)の結果をみると、「要支援」「管理中」と判定された児童の割合は 21.3%、「園支援」と判定された児童の割合は 18.7%となっている。

※「要支援」：集団行動、対人行動及び個人行動の問題が大きく、それがしばしばみられ、集団における困り感が強い者

「管理中」：既に医療機関等を受診している者

「園支援」：個人の特性はあっても、困り感は見られないか、ごく軽微であり経過観察でよい者

年中児スクリーニングの結果(令和4年度)

管理中	10.3%	} 21.3%	} 40.0%
要支援	11.0%		
園支援	18.7%		
問題なし	60.0%		

上記の結果から、京都府内(京都市を含む)の就学前(3~5歳)の「要支援」「管理中」の児童数は約 12,100 人、1学年に約 4,000 人と推計される。また、京都府内の就学前(3~5歳)の「園支援」の児童数は約 10,600 人、1学年に約 3,500 人と推計される。

### ② 学齢期

文部科学省の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」の結果をみると、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒数の割合は小学校・中学校において 8.8%、高等学校の通常学級において 2.2%である。

知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すと学級担任等が回答した児童生徒数の割合(推計値)

〈小学校・中学校の通常学級〉(令和4年)

学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%
学習面で著しい困難を示す	6.5%
行動面で著しい困難を示す	4.7%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%

〈高等学校の通常学級〉(令和4年)

学習面又は行動面で著しい困難を示す	2.2%
学習面で著しい困難を示す	1.3%
行動面で著しい困難を示す	1.4%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.5%

### ③ 成人期

厚生労働省「平成 28 年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実

態調査)結果」の結果をみると、医師から発達障害と診断された者の数(推計)は481千人で、そのうち成人の数は256千人と推計されている。

京都府内(京都市を含む)の人口は全国の約2%であることから、府内の診断者数は約9,600人(うち成人約5,100人)と推計される。

## **(2) 京都府における主な発達障害者支援**

京都府における発達障害者支援として、概ね次のような支援が行われているところである。

### **① 早期発見・早期療育の取組**

発達障害の早期発見・早期療育の取組を進めるため、5歳児健診における年中児スクリーニングの実施や、市町村の行う事後支援(SST(ソーシャルスキルトレーニング)、ペアレントトレーニング、園巡回等)に対して、京都府が財政支援を行ってきたところである。

※「SST(ソーシャルスキルトレーニング)」:子どもが集団生活のルールや人間関係づくりを学べるよう、ゲーム等小集団活動を実施

「ペアレントトレーニング」:ほめられることで子どもが達成感を味わい、自信を深め、将来の生きる力を育めるよう、保護者を対象とした子どものほめ方教室を実施

「園巡回」:臨床心理士や保健師等の専門職が保育所・幼稚園を巡回し、保育士等に対して必要な支援・配慮等に関する指導・助言

### **② 京都府関係機関**

保健所においては、医師・臨床心理士による「発達クリニック」や市町村への助言・指導、市町村保健師・保育士・幼稚園教諭・教員等に対する研修等が実施されている。京都府家庭支援総合センターでは、子どもや家庭に関する総合相談やひきこもり相談等が実施されている。さらに、精神保健福祉総合センターでは、精神科デイ・ケアの一環として、発達障害専門プログラムを実施されている。

### **③ 発達障害の診断、診察等の医療提供体制**

専門医療機関として、府立こども発達支援センター(京田辺市)及び府立舞鶴こども療育センターにおいて対応されている。

特に、府立舞鶴こども療育センターについては、平成28年4月の移転に併せ、府北部地域における発達障害児支援の拠点として整備が行われてきた。また、府立こども発達支援センターにおいては、増加する医療ニーズに対応するため、若手医師の受入による専門医師の養成等も行ってきたところである。

また、民間では花ノ木医療福祉センター(亀岡市)や、地域の医療機関等においても診断、診察対応されているところである。

その他、発達障害児への医療的支援ニーズの増加に対応するため、令和2年度に「京都府南部地域における発達障害児の専門医療あり方検討会」の開催や、保健・医療・福祉・教育等の連携体制の構築等に向けた取組も進めてきたところである。

### **④ 相談機関における対応**

地域の相談支援事業所での受入を基本としつつ、「発達障害者支援センター」と「発達障害者圏域支援センター」が設置され、発達障害に関する電話相談、面接相談等を

行ってきたところである。また、学齢期を中心とした発達障害児及びその家族に対する相談支援体制の確立に向け、平成30年度から、発達障害児に対し医療・福祉・相談をトータルパッケージで提供できる支援拠点として、京都府立こども発達支援センター内に「発達障害者支援センター こども相談室（愛称：ぐーちよきぱー）」を、令和元年度から「京都府立舞鶴こども療育センター」、「花ノ木医療福祉センター」にも相談機能を付加して取組を進めてきたところである。

なお、京都府では、平成27年4月に施行した「京都府障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害者差別解消法で定められた差別的取扱の禁止や合理的配慮の提供義務について、発達障害をはじめとした、障害当事者からの相談に個別に対応するとともに、広く府民への周知啓発活動を実施しているところである。

## **⑤ 地域における療育等**

主に児童発達支援事業及び放課後等デイサービスでの受入が進められている。特に放課後等デイサービス事業については、様々な形態の事業が導入されており、行政による指導や従業員に対する研修等を通じ、その質の向上が求められてきた。

そのため、放課後等デイサービス事業者に対するSST（ソーシャルスキルトレーニング）導入支援や、当事業の実践をもとにしたSST事例集の作成等にも取り組んできたところである。

また、府立こども発達支援センターでは、支援困難度の高い高機能自閉症等の児童生徒に対し、専門職を配置した放課後等デイサービスの実施や、「発達障害者支援センター こども相談室」において、思春期の発達障害ある子どもの保護者向けの「思春期ペアレント・トレーニング」等も実施してきたところである。

## **⑥ 学校教育における支援**

校内の支援体制を整備し、支援が必要な児童生徒一人一人の「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を作成し、障害の状況に応じて特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室などにおいて児童生徒への支援を行っている。

## **⑦ 就労の支援**

府立京都高等技術専門校の「キャリア・プログラム科」において、発達障害者を対象として、職場での適応能力の向上、社会人として必要なマナーやコミュニケーション能力の習得等を目指した職業訓練が行われている。また、京都ジョブパークに障害者を対象とした「はあとふるコーナー」が設置され、ハローワークや京都障害者職業センター等と連携して、相談助言、企業実習、スキルアップ等の総合的な就職支援が実施されている。

## **⑧ 発達障害児・者の支援に従事する者に向けた研修(人材養成)**

地域で療育等を行う人材を育成するため、保健所単位でペアレント・トレーニングやティーチャートレーニングの研修等を実施してきたところである。

以上のような取組をまとめると、参考1のとおり、保健、医療、福祉、教育、労働等の分野で様々な支援が行われているところであり、府域、圏域単位で関係機関相互の支援ネットワークの構築が進められている。また、それらの支援の連携を図るため、

「支援ファイル」や「移行支援シート」の活用も進めてきたところである。

※「支援ファイル」：乳幼児期から学齢期、成人期まで、発達障害者の成長記録や支援内容等を記入し、とじ込んだもの。関係者が情報を共有。

「移行支援シート」：保育所・幼稚園から小学校、小学校から中学校、中学校から高校等への移行に当たり、発達障害者に対する支援内容や配慮事項等を記入し、移行先に引き継ぎを行うもの。支援ファイルにとじ込んでもよい。

また、発達障害の理解や普及啓発に向けた取組として、一般府民向けの公開講座や、関係団体と行政が一体となった普及啓発活動も行ってきたところである。

---

### 3. 発達障害者支援の課題と方向性

---

#### **(1) 発達障害者支援によって目指すべき社会**

- ・ 発達障害のある方一人一人の学習面、行動面、社会性、コミュニケーション等に係る課題に対して、様々な分野の関係者が連携し、ライフステージ(乳幼児期～成人期)を通じて継続的に支援を提供するとともに、府民が発達障害への理解を深め、必要な配慮を行うことにより、発達障害のある方が主体的にその人らしく地域で働き、活動し、暮らすなど、自立と社会参加を実現できる社会を目指す。
- ・ さらに、障害のある人もない人も、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、支え合いながら、共に社会の一員として安心していきいきと暮らすことができる社会の実現を目指していく。
- ・ このため、京都府においては、保健、医療、福祉、教育、労働、市町村等と連携・協力して、今後3年間を目途として、優先順位を付けながら、以下の対策の方向性に沿って、発達障害の早期発見・早期療育、学校教育における支援、就労の支援、生活の支援、支援体制の整備、人材の育成、発達障害の理解促進等に取り組んでいく必要がある。

#### **(2) オール京都体制の支援・連携ネットワークの構築**

##### **現状と課題**

- ・ 発達障害については、府民への普及・啓発活動等を進めてきた結果、発達障害に関する認知や理解は一定進んだものと考えられる。
- ・ 一方、通常学級に通う小・中学校の児童生徒の8.8%が発達障害の可能性があるなど、発達障害児やその家族等への支援のニーズは従前よりも高まっており、支援体制を充実していく必要がある。
- ・ 発達障害児者とその家族等が、身近な地域において、年齢や特性に応じた適切な支援が受けられるように、保健、医療、福祉、教育、労働、行政等の様々な関係機関が役割を整理しながら、連携・協力して、支援体制や連携体制を今まで以上に強化していく必要がある。
- ・ 京都府では、保健所が、市町村支援や関係機関連携を図っているところであり、地域特性や地域ニーズに応じた圏域ごとの支援体制が求められている。

##### **対策の方向性**

#### **○ オール京都体制での支援・連携ネットワークの構築**

- ・ 本委員会を発達障害者支援法第19条の2第1項に基づく発達障害者支援地域協議会とし、保健、医療、福祉、教育、労働、行政等の様々な機関や団体、そして府民が参加した、オール京都体制での発達障害者支援・連携ネットワークを構築する。

#### **○ 連携会議の開催等**

- ・ オール京都体制での支援・連携ネットワークの下で、関係部局の連絡会議や、課題ごとや地域ごとに関係者が具体的な解決方策等を協議する場を開催し、連携した支援のあり方の検討や課題等の情報共有を行い、関係者等の連携の緊密化を図る。
- ・ 圏域ごとに、保健所や発達障害者圏域支援センターが中心となり、地域資源、地域課題等を把握し、関係機関と共通理解を図りながら、各圏域の状況に応じた地域支援体制の整備を進める。

### **(3) ライフステージに対応した支援**

#### **① 乳幼児期**

##### **現状と課題**

##### **○ 市町村における早期発見・早期支援の取組**

- ・ 市町村における早期発見・早期支援の取組を一層充実することができるように、京都府としても広域的な視点で支援を行っていく必要がある。
- ・ 年中児スクリーニング(5歳児健診)については、府内の市町村(京都市を除く)が実施しており、「要支援」と判定された児童の26%強が年中児スクリーニングにおいて初めて「要支援」と判定されていることから、有効と考えられる。
- ・ 発達支援について、実施主体が、市町村だけでなく民間事業者(児童発達支援事業所等)も担っている現状を踏まえ、それぞれの役割分担や専門職を必要とする領域を見直す必要がある。
- ・ 今後、市町村において、子育て世帯への包括的な相談支援を行う「こども家庭センター」や、地域における障害児支援の中核的役割を担う「児童発達支援センター」を中心とした支援体制を構築していく必要がある。
- ・ また、市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング等の家族支援の充実も求められており、ペアレントトレーニング等プログラムの実施が出来る人材の養成が必要とされる。
- ・ 早期発見・早期支援のための人材確保・育成については、府北部地域を始めとする人口減少に伴う一層の人材確保難が想定されることから、市町村と都道府県の役割分担を整理しながら、地域が必要とする専門職の確保・育成の取組を推進していくことが重要である。

##### **○地域におけるインクルージョンの推進**

- ・ 保育所や幼稚園の身近な場所で、発達障害のある児童が他の児童と過ごすことで共に発達をし、しいては共生社会の実現につながるよう、保育所や幼稚園等に対する発達障害の専門的支援や助言等も求められている。

##### **対策の方向性**

##### **○早期発見・早期支援のための支援体制の充実**

- ・ 市町村は、こども家庭センターを中心とした子育て世帯への包括的な支援体制及び児童発達支援センターを中心とした地域の障害児支援体制を整備するため、民間事業者との役割分担を図りながら、早期発見・早期支援のための地域支援体制の整備の充実を図る。
- ・ 発達障害児の早期発見・早期支援には、発達障害児とその家族等への支援が重要であることから、各地域において、保護者等が発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング等の家族等に対する支援体制の構築を進める。
- ・ 京都府においては、市町村や児童発達支援センター等で必要となる専門職の具体的なニーズを把握し、専門職人材の育成・確保に重点化を図る。
- ・ 発達障害のある、なしに関わらず、母子保健事業からの、保護者も含めた切れ目のない支援を進める。
- ・ 地域の医療機関においても、発達障害児支援の入口部分に関わる機関として、発達障害に対する理解や保健・福祉分野等の関係機関との連携を深め、入口部分の支援体制や機能の強化を図る。
- ・ 強度行動障害等を有する児童に対して、早期の予防的支援など適切な支援ができるよう地域の支援ニーズを把握し、地域支援体制の構築を進める。

## ○地域におけるインクルージョンの推進

- ・ 地域の保育所等においても発達障害児への支援の充実が進むよう、合理的配慮の啓発を進めるとともに、「児童発達支援センター」による専門的な指導・助言や、「京都府幼児教育センター」からのアドバイザー派遣により、専門的支援を行い、インクルージョンを推進する。

## ② 学齢期

### 現状と課題

#### ○ ライフステージを通じた一貫した支援

- ・ 就学に伴い児童の生活環境が大きく変わるため、学校生活にスムーズに適応できるよう、就学前から就学期への移行に当たり、就学前の本人の状況、支援内容、配慮事項等を小学校に適切に引き継ぐことが必要である。また、学年進級に伴い担任教員が替わるとなど環境の変化への対応や、教員が家庭を含めた生活全般を支援することは困難な場合がある。
- ・ 支援ファイル・移行支援シートの取組については、地域の現状に応じた活用がされている。

#### ○学齢期の児童に対する相談や教育機関等による支援

- ・ 各特別支援学校に設置された「地域支援センター」が学校を通じて障害児・保護者からの相談対応等を行っている。さらに府独自に「京都府スーパーサポートセン

ター（SSC）」を設置し、専任スタッフによる相談対応のほか、医師・作業療法士・臨床心理士・教育関係者等で構成する「府専門家チーム」が専門的な相談対応等を行い、重層的な支援を行っている。

- ・ 一方で、通常学級の中でも発達障害の可能性のある児童が増加している中、支援を必要とする児童やその保護者への対応も増加しており、今まで以上に、医療・福祉・教育の連携等による支援体制の強化とともに、専門性の高い人材の育成・確保が必要である。
- ・ 幼児期とは違う対応が必要となる思春期特有の躓きに対して、困り感を持たれる保護者も多く、南部の発達障害児支援拠点（「こども相談室」）においては、思春期の発達障害ある子どもの保護者を対象に、ペアレントトレーニングを行っているところであり、思春期特有の課題をもつ家族への支援の充実も重要である。

### **対策の方向性**

#### **○ 幼児期から学齢期への円滑な移行と連携支援**

- ・ 「支援ファイル」「移行支援シート」等のツール活用を含めた地域の状況に応じた関係機関の連携を促進する。
- ・ 引き続き、教育現場において、特別支援学級・通級による指導に学ぶ児童・生徒に個別の教育支援計画・個別の指導計画を策定と関係機関との連携による適切な支援を実施する。

#### **○ 「包み込まれているという感覚」を実感できる学級づくり**

- ・ 発達障害に係る専門的な知識と技能を有する教員の養成・配置を進めるとともに、教職員を対象とした研修の継続、拡充を図る。
- ・ 発達障害ではない児童生徒やその保護者の発達障害への理解を深めるための教育・啓発とともに、教育現場での支援方策の充実を図る。

#### **○ 就学中のSST・スクリーニングの充実**

- ・ 就学中のSSTについて、放課後等デイサービス等事業所において、地域の児童生徒を対象にSSTの視点を取り入れた発達支援を提供できるよう、SST事例集の活用や、発達障害者圏域支援センターを中心とした事業所への助言や人材育成等を進める。

### **③ 成人期**

#### **現状と課題**

#### **○ 就労に向けた支援**

- ・ 障害者の社会参加への意欲の高まりと、地域就労支援機関（障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、特別支援学校、京都ジョブパーク等）の取組、企業の障害者雇用への理解促進により、障害者の雇用率は上昇を続けているが、発達障害者等の社会参加意欲の高まり等を反映する形で、障害者雇用の法定雇用率が令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%と、これまでになく急激に上昇する。

- ・ 一般就労を希望する発達障害者に対しては、地域就労支援機関によるカウンセリングを通じた支援計画の策定、アセスメントの実施、職業人としての基本ルールやマナーの習得、コミュニケーション能力の向上に向けた訓練や企業実習などにより、就職までの伴走支援が実施されているとともに、障害者の雇用を希望する企業への支援についても、京都ジョブパーク京都障害者雇用企業サポートセンターや障害者職業センターにおいて、障害のある方に適した仕事の創出、雇用管理、各種助成制度等に関する提案及び先進企業の見学会や交流会などを開催し、障害者の更なる雇用拡大及び職場定着を促進している。
- ・ しかし、一般就労を希望する発達障害者等の増加にともない、地域就労支援機関における支援者の不足が深刻化しており、特に、企業実習先の開拓等に人員が配置されていない他、雇用する企業においても、サポートする人材の不足や必要な環境整備が整っていない等の課題がある。

## ○ 生活支援

- ・ 発達障害者が就労継続支援の障害福祉サービス等を利用する場合に、事業所の対応ノウハウが不十分なことがある。
- ・ 知的障害を伴う等により強度行動障害を有する方への支援は、障害特性を正しく理解し、早期に適切な支援を行うことが重要だが、十分な支援ノウハウや受入体制を有する事業者は数える程しかいない。
- ・ 一方、市町村において、強度行動障害を有する障害児のニーズを把握することが重要視されており、把握後の支援体制整備が必要である。

## 対策の方向性

### ○ 就労に向けた支援の充実

- ・ 一般就労を希望する発達障害者等の増加や法定雇用率の上昇にともない、障害者・企業双方の支援体制の強化を図るとともに、発達障害者の特性と、企業における業務の適性の双方に合った企業実習をマッチングしていく仕組みづくりを検討する。
- ・ 高校において、ハローワーク等と連携して、引き続き計画的・組織的な進路指導(キャリア教育)を実施するとともに、企業やNPO、教育訓練機関等と連携し、多様な職業訓練の機会を拡充するなど、一人一人の自立と社会参加を目指した取組を促進する。
- ・ また、発達障害者圏域支援センターにおいて、引き続き発達障害者から就労に関する相談を受け、必要に応じて、障害者職業センター等と連携して就労準備プログラムを行うとともに、ハローワーク、はあとふるコーナー、障害者就業・生活支援センター等の利用支援を行う。
- ・ 発達障害の疑いのある大学生に対し、本人が早期に気づき、周囲の理解を得ながら、本人の状況に応じて必要な支援が受けられるよう、支援策を検討する。

## ○ 生活支援の充実

- ・ 引き続き、障害者自立支援協議会の意見等を踏まえ、グループホーム等の「住まいの場」の確保を図るとともに、就労継続支援事業所等の「活動の場」の整備を推進する。
- ・ 地域の支援体制においては、就労継続支援事業所等に関する対応ノウハウが不十分な場合に、発達障害者圏域支援センターが中心となり、適切な生活環境や配慮等に関する助言を行う。
- ・ 強度行動障害を有する児者への対応として、「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」の趣旨を踏まえ、「京都式強度行動障害モデル事業」を見直し、地域での支援体制の充実を図るための方策を検討する。

## (4) 支援体制の整備

### ① 相談支援体制

#### 現状と課題

#### ○ 発達障害者支援センター及び発達障害者圏域支援センターの役割

- ・ 発達障害者圏域支援センターは、各圏域のニーズや状況に応じて相談支援を行うとともに、関係機関の中心的役割を担っているが、市町村が設置する基幹相談支援センターや委託相談支援事業との役割が混在している状況である。
- ・ 直接の相談対応が増加している発達障害者圏域支援センターでは、市町村や事業所へのバックアップ等、センターに求められる中核機関としての機能が十分に発揮されていない。
- ・ 学齢期の相談については、地域支援センター・府スーパーサポートセンター・福祉機関等が連携しているところ。
- ・ ひきこもり当事者の自立と社会参加をサポートする「脱ひきこもり支援センター」が行う事業と連携しているところ。

#### 対策の方向性

#### ○ ライフステージを通じた体系的な相談支援体制の構築

- ・ 一人一人の発達障害者について、ライフステージを通じて身近な地域で発達障害の特性を踏まえた相談支援が行われるよう、相談支援事業者、発達障害者圏域支援センターが継続的に支援を行うとともに、各ライフステージに対応して、保育所・幼稚園、小・中・高校、放課後児童クラブ、障害児・者サービス事業者等の支援を組み合わせる体制を充実させる。
- ・ 児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として、発達支援に関する入り口としての機能を担うとともに、各地域の子育て支援機関や児童発達支援事業所等に対し、児童及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行う。

- ・ 発達障害者圏域支援センターは、地域の中核的な相談支援機関として、圏域内のネットワークを作り、相談支援事業所等の支援を行うとともに、困難ケースの相談支援等を行うよう、発達障害に関する専門性の向上を図る必要がある。このため、発達障害者圏域支援センターは、地域支援マネージャーとして市町村支援・事業所支援を行うことを明確にする。
- ・ 地域支援マネージャーは、地域診断の視点をもって地域資源の把握や圏域課題を明らかにし、市町村・保育所等子育て支援機関・障害福祉サービス事業所等への指導・助言、各種支援を通じた地域の人材育成等により、地域の支援体制の整備に努める。
- ・ 発達障害者支援センターはばたきは、発達障害者圏域支援センターを束ねる専門機関として、困難ケースへのスーパーバイズを担うとともに、職能団体と連携して、各地域で必要となる専門職育成等の役割を担う。
- ・ また、学齢期の児童を中心とした寄り添い方の相談支援については、引き続き、府内の専門医療機関における初診待機期間の解消と併せ、医療、福祉、相談をトータルパッケージで提供できる「発達障害者児支援拠点」の機能強化や、教育機関との連携強化を一層促進する。

## ② 医療提供体制

### 現状と課題

- ・ 従前から、専門医療機関の初診待機期間の短縮のため、医師増員や若手医師の育成等を行ってきたところ。
- ・ しかし、発達障害に対する社会的認知が広がるとともに福祉サービスが充実し、それに伴う医療ニーズの増加により、現在も初診待機が生じている。
- ・ 初診待機期間の短縮はもとより、発達障害分野の支援体制充実のためには、安定した医療提供体制が必要であるが、小児科医・精神科医に求められる役割は多く、発達障害領域に特化した医師の確保は難しい状況である。そのため、発達障害を診断できる医師の育成とともに、地域の医療機関との連携による診療体制の整備が進む効果的な仕組みづくりが必要である。

### 対策の方向性

#### ○ 発達障害の診断・診療を行う医師の育成、医療提供体制の整備

- ・ 「医療的支援を必要とする子どもと保護者が速やかに診療へ繋がる医療提供体制」及び「医師確保が困難な北部地域も含め、府全域における持続性のある医療提供体制」を目指す。
- ・ 発達障害を診断・診療できる医師の養成とともに、今後一層各地域の医療機関との連携を図るため、精神科医及び小児科医を対象に、発達障害の理解を深める機会の提供や、連携体制が進む仕組みを検討する。
- ・ 地域の医療機関においても、発達障害児支援の入口部分を担う機関として、発達障

害に対する理解や保健・福祉分野等の関係機関との連携を深め、入口部分の支援体制や機能の強化を図る。〔再掲〕

### ③ 福祉サービス提供体制

#### 現状と課題

- ・ 児童発達支援事業、放課後等デイサービス等は増加してきたが、事業所の対応ノウハウが不十分なことがある。
- ・ 発達障害者が就労継続支援事業所等を利用する場合に、事業所の対応ノウハウが不十分なことがある。
- ・ 各地域の資源を適切に活用し、相談から支援まで円滑につなげ、より質の高い専門的な支援を行うことができるように、各地域において関係者の情報・課題の共有、人材の育成等を通じた地域支援体制の充実が必要である。
- ・ 知的障害を伴う等により強度行動障害を有する人について、在宅や入所施設において支援が困難となっている場合がある。

#### 対策の方向性

##### ○ 福祉サービス提供体制の整備

- ・ 第3期障害児福祉計画の策定等を踏まえた対応を実施。  
児童発達支援センター：各市町村又は各圏域に設置  
(地域の障害児の健全な発達において中核的な役割)
- ・ 引き続き、障害者自立支援協議会の意見等を踏まえ、グループホーム等の「住まいの場」の確保を図るとともに、就労継続支援事業所等の「活動の場」の整備を推進する。  
〔再掲〕
- ・ 地域の支援体制においては、就労継続支援事業所等の発達障害に関する対応ノウハウが不十分な場合に、発達障害者圏域支援センターが中心となり、適切な生活環境や配慮等に関する助言を行う。〔再掲〕
- ・ 強度行動障害を有する児者への対応として、「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」の趣旨を踏まえ、「京都式強度行動障害モデル事業」を見直し、地域での支援体制の充実を図るための方策を検討する。〔再掲〕
- ・ 災害時にも避難生活で発達障害者に適切な配慮がなされるなど、自閉症等発達障害特有の障害特性への配慮に必要な支援体制を確保する。

### (5) 人材の育成

#### 現状と課題

- ・ 発達障害のある子どもに対して、障害特性や発達段階に応じた適切な療育等の提供が必要となるが、そのためには十分な知識・経験を有する人材が必要となる。

- ・ 今後、各市町村において家族支援の充実が求められることに加え、ペアレントトレーニング等プログラムの実施が出来る人材の養成が必要とされているところ。

### **対策の方向性**

#### **○各地域や関係機関で必要となる人材育成・確保**

- ・ 市町村との役割分担を整理しつつ、早期発見・早期支援に対する京都府の取組は地域で必要とされる専門職の育成・確保を重点化する。
- ・ 今後の人材育成・確保のあり方について、各職能団体(京都府臨床心理士会、京都府作業療法士会、京都府言語聴覚士会)と連携しながら、各職種の状態に応じた人材確保策を検討し、実施する。その際、市町村等の具体的な人材ニーズを把握し、専門人材を必要数確保する目的で検討する。
- ・ 地域支援マネジャーは、地域診断の視点をもって圏域課題を明らかにし、市町村・保育所等の子育て支援機関、障害福祉サービス事業所等への指導・助言、各種支援を通じた地域の人材育成等により、地域の支援体制の整備に努める。〔再掲〕
- ・ 発達障害者支援センターはばたきは、発達障害者圏域支援センターを束ねる専門機関として、困難ケースへのスーパーバイズを担うとともに、職能団体と連携して、各地域で必要となる専門職育成等の役割を担う。〔再掲〕
- ・ 発達障害者支援センターはばたきが実施している医療職向け研修は、ニーズが高いことから継続して実施する。

## **(6) 発達障害の理解促進**

### **現状と課題**

- ・ 発達障害者支援法の施行以降、府民への発達障害に関する普及・啓発等を進めてき結果、発達障害に関する認知や理解は一定進んだものと考えられる。
- ・ 一方、通常学級における小・中学校の児童生徒の8.8%が発達障害の可能性があるなど、支援を必要とする者は増加傾向にあること、また、発達障害は虐待、いじめ、不登校等の二次障害につながるケースがあり、また、本人・保護者の障害受容を進めるためにも、日常生活において児童生徒が通う子育て支援機関・教育機関、企業等において、発達障害の正しい理解が重要である。

### **対策の方向性**

#### **○ 発達障害に関する周知啓発**

- ・ 発達障害者を社会全体で見守り、府民が必要な配慮を行うことができるよう、発達障害の理解促進を図るための普及啓発のための取組を行う。また、発達障害者を雇用する企業の事例について周知啓発を行う。その際、研修や講演会等について、それぞれの実施主体がばらばらに実施するのではなく、横の連携に留意しながら行う必要がある。

- ・ 発達障害者が生活の中で関わる機会の多い行政や企業の職員が、発達障害の理解を深め、必要な配慮を行うことができるよう、業種別の研修の開催を検討する。その際、発達障害以外の障害も含め、それぞれの障害の特性や必要な配慮等を学ぶことのできる研修とする必要がある。
- ・ 共生社会実現に向け、特別支援教育に対する地域社会の理解を促す機会を拡充するとともに、交流及び共同学習を充実するなど、障害の有無にかかわらず、誰もが共に暮らす社会を目指した取組みを推進する。

### ○ 発達障害者や家族の支援

- ・ 発達障害者・家族が地域で孤立せず、発達障害者・家族同士のピアサポートを受けられるよう、ペアレントメンターの養成など、発達障害者・家族会の活動支援を推進する。  
また、子育てフェスタ等の一般的な子育て支援の場において、発達障害者の保護者等に、ペアレントメンター等の発達障害者の子育てを経験した者が自らの経験等を伝える取組みを推進する。

### (7) その他

- ・ 「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例」や京都府障害者・障害児総合計画をはじめ保健医療計画、地域防災計画、子育て支援事業計画など各種の計画やそれらに基づく施策の実施に当たって、発達障害者支援の課題や方向性と整合が図られるように働きかける。

## 京都府発達障害者支援体制整備検討委員会 委員名簿

(敬称略:五十音順)

氏 名	所 属 団 体
相澤 雅文	京都教育大学特別支援教育臨床実践センター教授
浅野 徹	京都府教育委員会特別支援教育課長
荒木 穂積	立命館大学大学院人間科学研究科教授
禹 満	京都府医師会副会長
太田 裕樹	京都府言語聴覚士会理事
大畠 成恵	京都府特別支援学級設置学校長会(京丹後市立長岡小学校長)
大前 恵子	一般社団法人京都府自閉症協会副会長
加藤 寿宏	関西医科大学リハビリテーション学部 京都府作業療法士会
古泉 誠司	京都府臨床心理士会理事
坂井 幸一郎	京都府町村会(井手町高齢福祉課長)
新谷 正樹	京都障害者職業センター主任障害者職業カウンセラー
豊岡 真希	京都府スーパーサポートセンター総括主事
長谷川 浩	京都労働局職業安定部職業対策課課長
樋口 幸雄	京都ライフサポート協会理事長
富治林 順哉	京都府市長会(宇治市障害福祉課長)
堀 忍	京都府山城北保健所地域統括保健師長
椋本 有加里	京都府公立幼稚園園長会(舞鶴こども園長)
森本 昌史	京都府立医科大学看護学科医学講座小児科学教授
渡邊 由佳	京都府発達障害者支援センターはばたき センター長

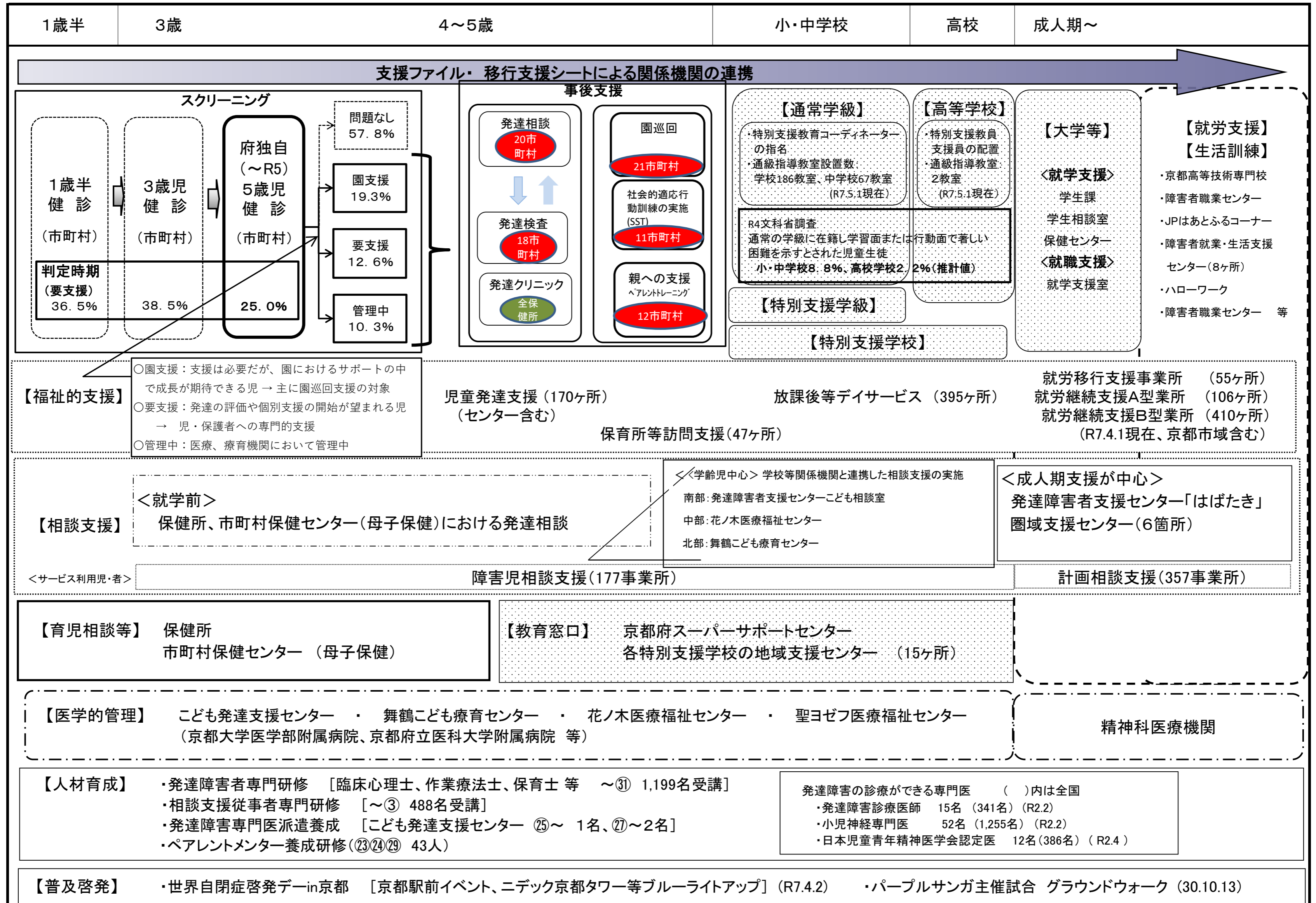
オブザーバー

北垣 正政	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室施設福祉課長
-------	-------------------------

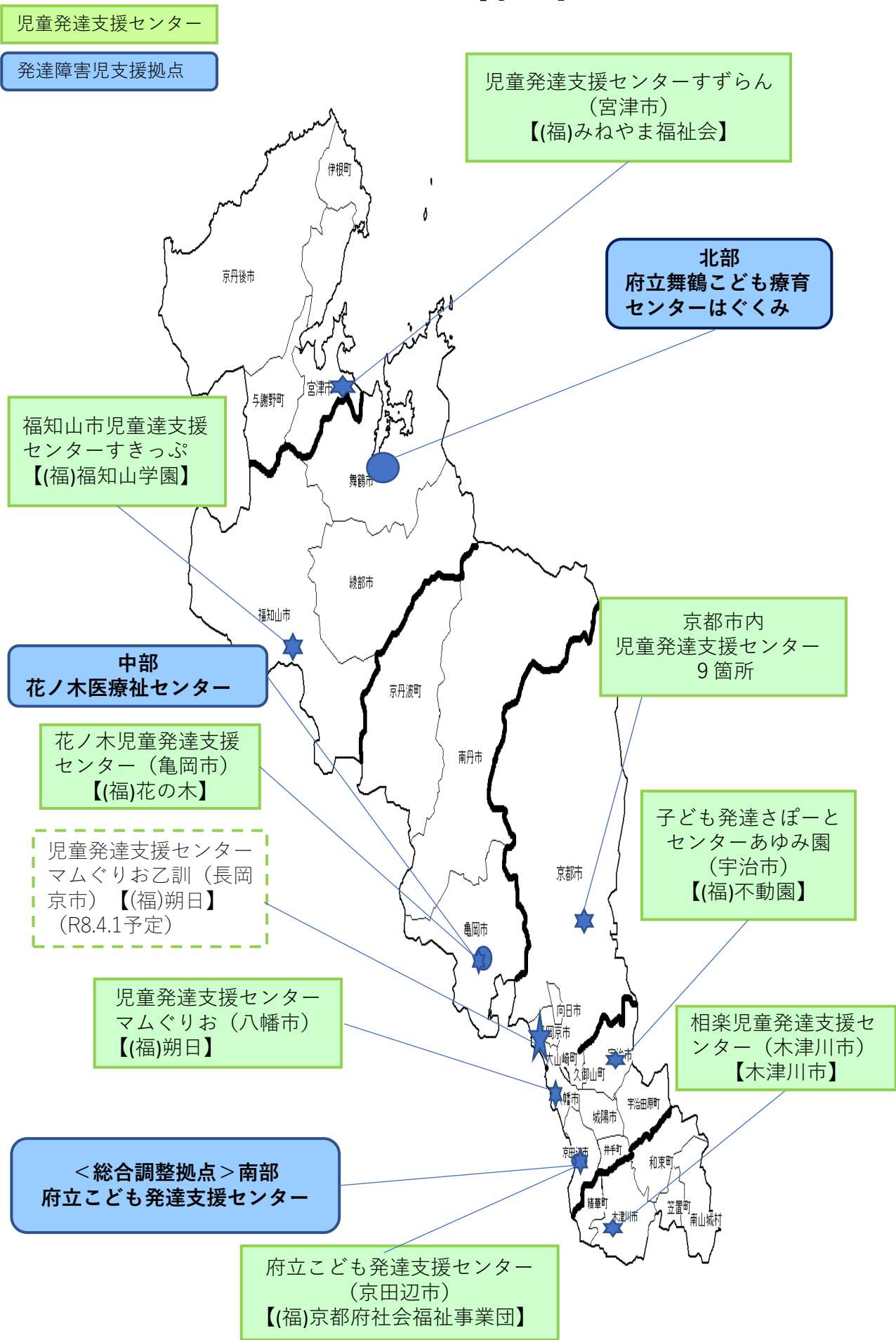
(令和6年2月現在)

# 京都府における主な発達障害者支援

(参考1)



# 1.児童福祉



種別	根拠法	主な役割	主な事業内容	職員体制
児童発達支援センター	児童福祉法	各市町村の障害児支援拠点	児童発達支援、相談支援、保育所等訪問支援等	児童指導員、保育士等
発達障害児支援拠点	府独自	専門医療機関に併設する発達障害児の相談機関	相談支援、関係機関との連携等	公認心理師、臨床心理士等

# 2.障害福祉

発達障害者支援センターはばたき

発達障害者圏域支援センター

障害者生活支援センター「結」

福知山障害者生活支援センター「青空」  
※令和8年4月1日から障がい児・者地域・家庭相談支援センターてくてくに変更予定

花ノ木医療福祉センター  
※令和8年4月1日から花ノ木在宅支援センターに変更予定

発達障害者支援センター「はばたき」

乙訓ひまわり園地域連携室

障害児(者)地域療育支援センターういる

しょうがい者生活支援センター「あん」

種別	根拠法	主な役割	主な事業内容	職員体制
発達障害者支援センターはばたき	発達障害者支援法	発達障害児者支援の府拠点	相談支援、専門的な助言・指導・研修等	相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士、臨床心理士等
発達障害者圏域支援センター	発達障害者支援法	発達障害児者支援の圏域拠点	相談支援、地域のネットワークづくり、研修等	相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等
基幹相談支援センター	障害者総合支援法	各市町村の障害者相談機関	相談事業者への専門的助言・指導・研修等	相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等

# 3.教育

各地域支援センター

京都府スーパーサポートセンター

京都府総合教育センター

丹後地域教育支援センター  
よさのうみ  
(与謝野町：与謝の海支援学校)

京都府北部聴覚支援センター  
(舞鶴市：聾学校舞鶴分校)

京都府総合教育センター北部研修所  
(綾部市)

舞鶴支援学校トータルサポートセンター(TSC)  
(舞鶴市：舞鶴支援学校・舞鶴支援学校行永分校)

中丹教育支援センター  
(福知山市：中丹支援学校)

京都府視覚支援センター  
(京都市北区：盲学校)

京都府聴覚支援センター  
(京都市右京区：聾学校)

たんば地域支援センター  
(南丹市：丹波支援学校)

京都府総合教育センター  
(京都市伏見区)

京都府スーパーサポートセンター(SSC)  
《府総合教育センター内》

向日葵相談・支援センター  
(長岡京市：向日葵支援学校)

地域支援センターやわた  
(八幡市：八幡支援学校)

地域支援センターうじ  
(宇治市：宇治支援学校)

地域支援センター「サポートJOYO」  
(城陽市：城陽支援学校)

井手やまぶき相談・支援センター  
(井手町：井手やまぶき支援学校)

南山城相談支援センター  
(精華町：南山城支援学校)

京都府南部視覚・聴覚支援センター  
《南山城支援学校内》

種別	根拠法	主な役割	主な事業内容	職員体制
各地域支援センター	学校教育法	各地域の特別支援教育のセンター的機能	地域の学校・教員への支援、研修協力等	コーディネーター
京都府スーパーサポートセンター	府独自	特別支援教育に関する研修・相談支援機関	専門家派遣による相談、研修支援等	コーディネーター等
京都府総合教育センター	京都府総合教育センター条例	教職員の研修機関	教職員研修の企画、実施等	研究主事等

# 4.労働

各障害就業・生活支援センター

京都障害者職業センター

京都ジョブパーク

障害者就業・生活支援センター こまち

障害者就業・生活支援センター Ship

京都障害者就業・生活支援センター

京都障害者職業センター

しょうがい者就業・生活支援センター はあとふるアイリス

京都ジョブパーク

障害者就業・生活支援センター はびねす

なんたん障害者就業・生活支援センター

しょうがい者就業・生活支援センター アイリス

しょうがい者就業・生活支援センター「あん」  
※令和8年4月1日からジョブあんに変更予定

種別	根拠法	主な役割	主な事業内容	職員体制
各障害者就業・生活支援センター	障害者雇用促進法	地域における障害者の職業生活の自立を図る	就業支援と同時に日常生活の支援	就業支援担当員、生活支援担当員、就労移行支援担当員
京都障害者職業センター	障害者雇用促進法	障害者の就業支援、職場定着支援、職場復帰支援、事業主・関係機関への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助、職場復帰の支援等</li> <li>障害者の雇入れや雇用継続、職場復帰等の支援や雇用管理に関する助言や情報提供、事業主向けの講習等</li> </ul>	障害者職業カウンセラー、ジョブコーチ等
京都ジョブパーク		就業を支援する総合就業支援拠点	就職活動の入口から出口までをワンストップで支援	カウンセラー等

# 5.精神保健福祉



種別	根拠法	主な役割	主な事業内容	職員体制
京都府精神保健福祉総合センター	精神保健福祉法	精神保健福祉に関する府拠点機関	相談（電話、面接）、家族教室、研修実施、デイ・ケア、精神医療審査会事務、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）の交付等	精神科医、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等

## 発達障害者支援センター・発達障害者圏域支援センターの実績

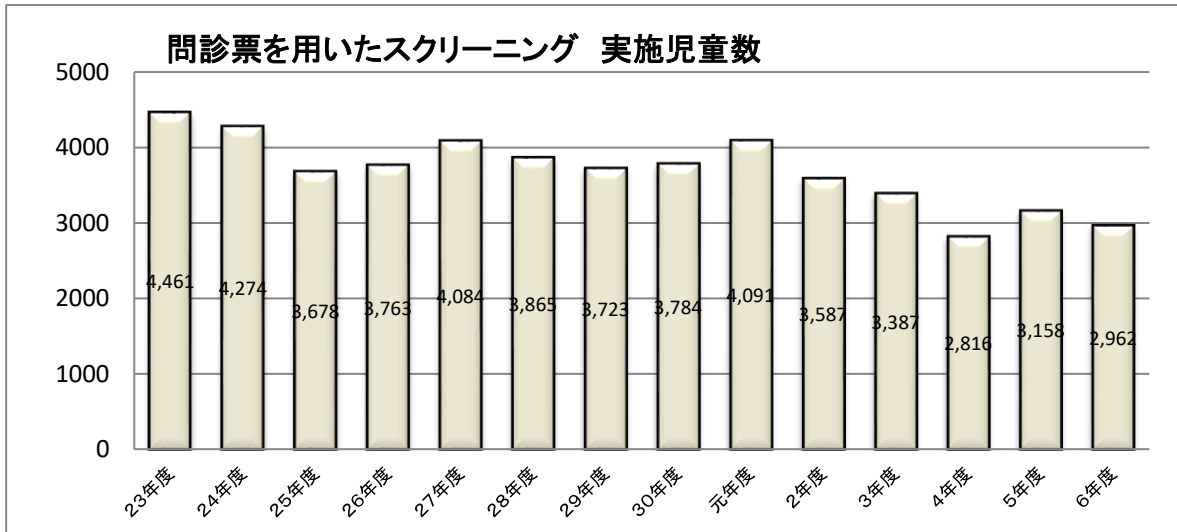
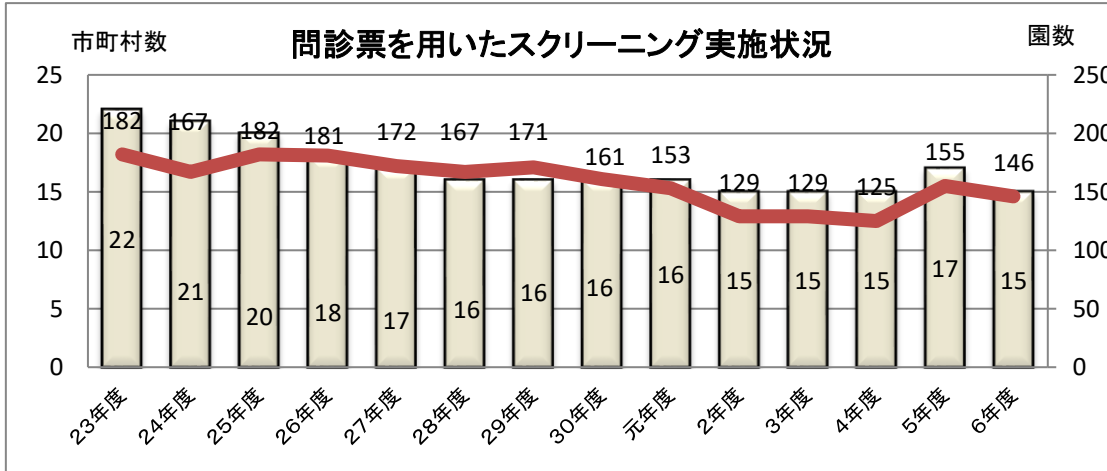
### 1. 発達障害者支援センター・発達障害者圏域支援センターの相談件数

圏域	施設名	実支援人数						相談件数						うち就労相談件数					
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	発達障害者支援センター「はばたき」	448	312	640	277	266	318	1,935	1,214	1,204	1,120	962	1,579	517	463	480	551	354	593
丹後	障害者生活支援センター「結」	48	25	18	24	48	28	182	289	226	183	81	304	20	2	0	0	2	0
中丹	福知山市障害者生活支援センター「青空」	51	49	134	113	61	18	670	467	343	288	115	124	191	95	128	99	64	37
南丹	花ノ木医療福祉センター	74	36	77	37	31	40	209	110	93	150	169	167	16	10	16	28	23	28
乙訓	乙訓ひまわり園地域連携室	28	70	52	46	64	40	238	217	92	80	251	242	52	12	24	20	27	49
山城北	障害児(者)地域療育等支援センター「ういる」	115	392	126	494	461	127	1,020	1,063	1,386	1,201	1,058	1,076	265	362	321	327	311	164
山城南	障害者生活支援センター「あん」	59	73	70	70	50	288	833	812	976	694	481	537	319	309	248	138	87	71
	合計	823	957	1,117	1,061	981	859	5,087	4,172	4,320	3,716	3,117	4,029	1,380	1,253	1,217	1,163	868	942

### 2. 発達障害者圏域支援センターの関係機関コーディネート件数等

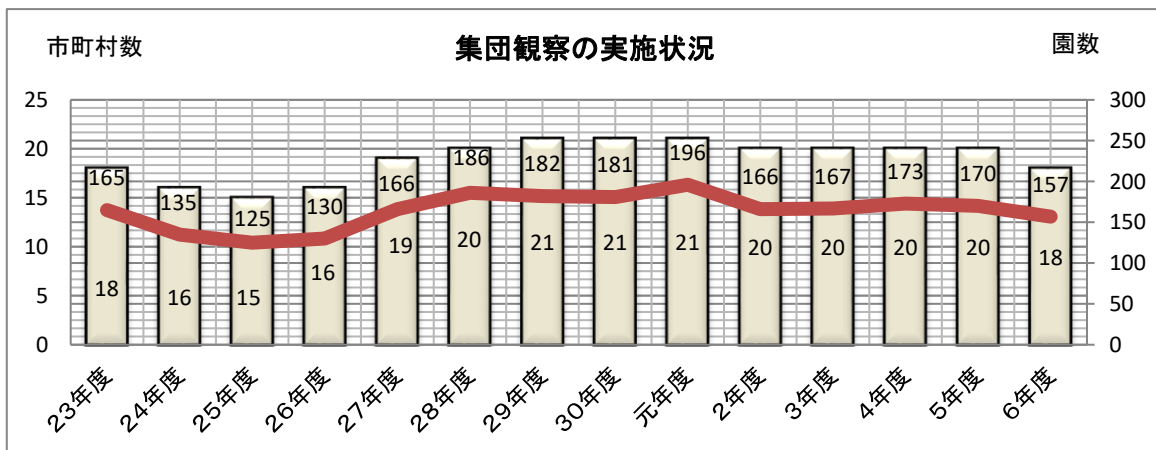
圏域	施設名	関係機関コーディネート(延べ件数)						関係機関ネットワーク会議(延べ件数)						個別ケース会議(実支援人数)					
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
丹後	障害者生活支援センター「結」	131	131	176	142	60	118	19	16	19	10	10	15	4	19	8	2	2	5
中丹	福知山市障害者生活支援センター「青空」	224	157	85	131	40	59	40	16	23	22	17	27	10	18	14	10	10	0
南丹	花ノ木医療福祉センター	106	67	31	26	43	25	24	14	7	9	13	18	2	4	0	0	0	0
乙訓	乙訓ひまわり園地域連携室	63	94	21	26	118	110	4	0	1	0	0	1	2	1	4	0	0	0
山城北	障害児(者)地域療育等支援センター「ういる」	474	474	621	541	497	495	37	5	32	4	4	7	14	21	3	30	30	12
山城南	障害者生活支援センター「あん」	460	416	485	216	82	106	14	1	2	6	6	3	5	5	11	18	17	4
	合計	1,458	1,339	1,419	1,082	840	913	138	52	84	51	50	71	37	68	40	60	59	21

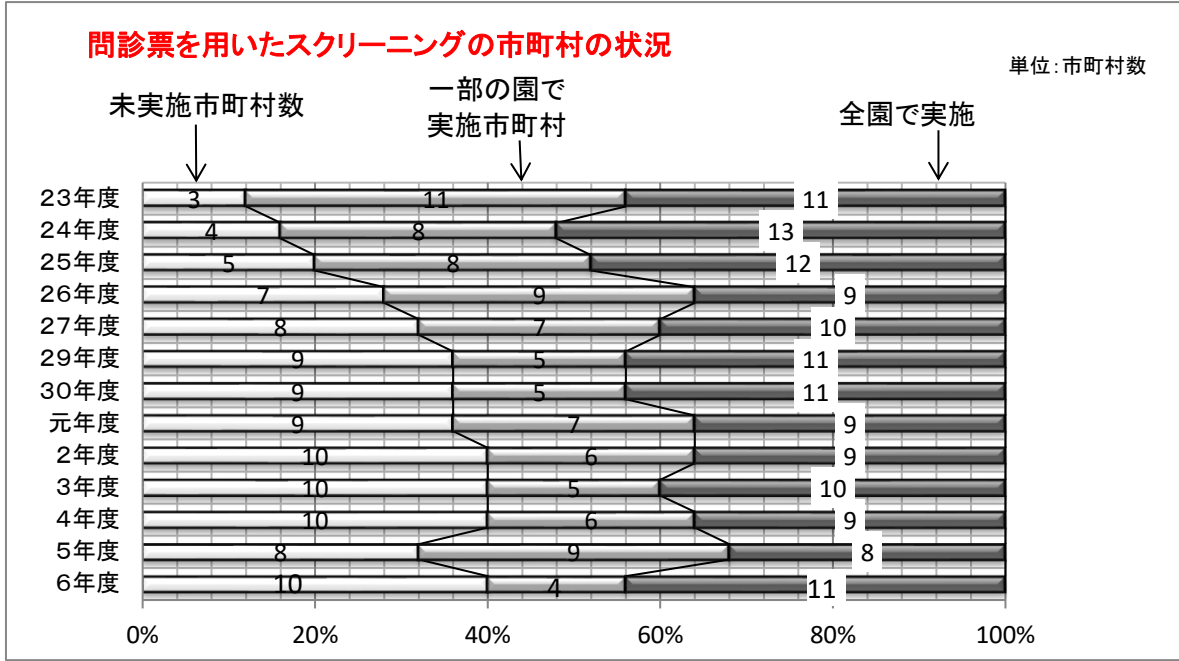
1 事業実施状況



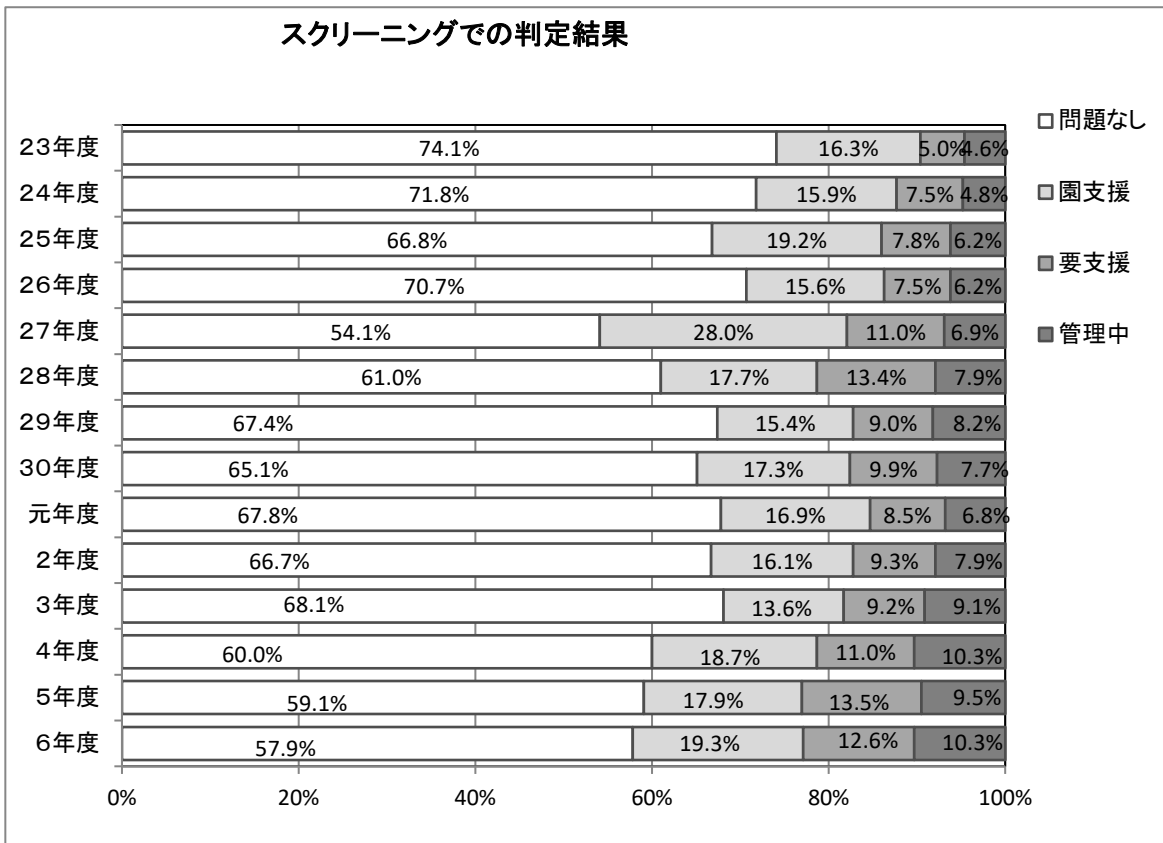
5年度は、府内の年中児全人口に対する問診票を用いたスクリーニングの実施率37.3%  
 (分母の園児数には、問診票を用いたスクリーニング未実施の市町村を含み、京都市は除く)

- ㉑ 33%、㉒ 40%、㉓ 42%、㉔ 40%、㉕ 37%、㉖ 38%、㉗ 41%、㉘ 39%、㉙ 39.1%、㉚ 45.0%、
- ① 43.6%、② 38%、③ 37%、④ 31.5%

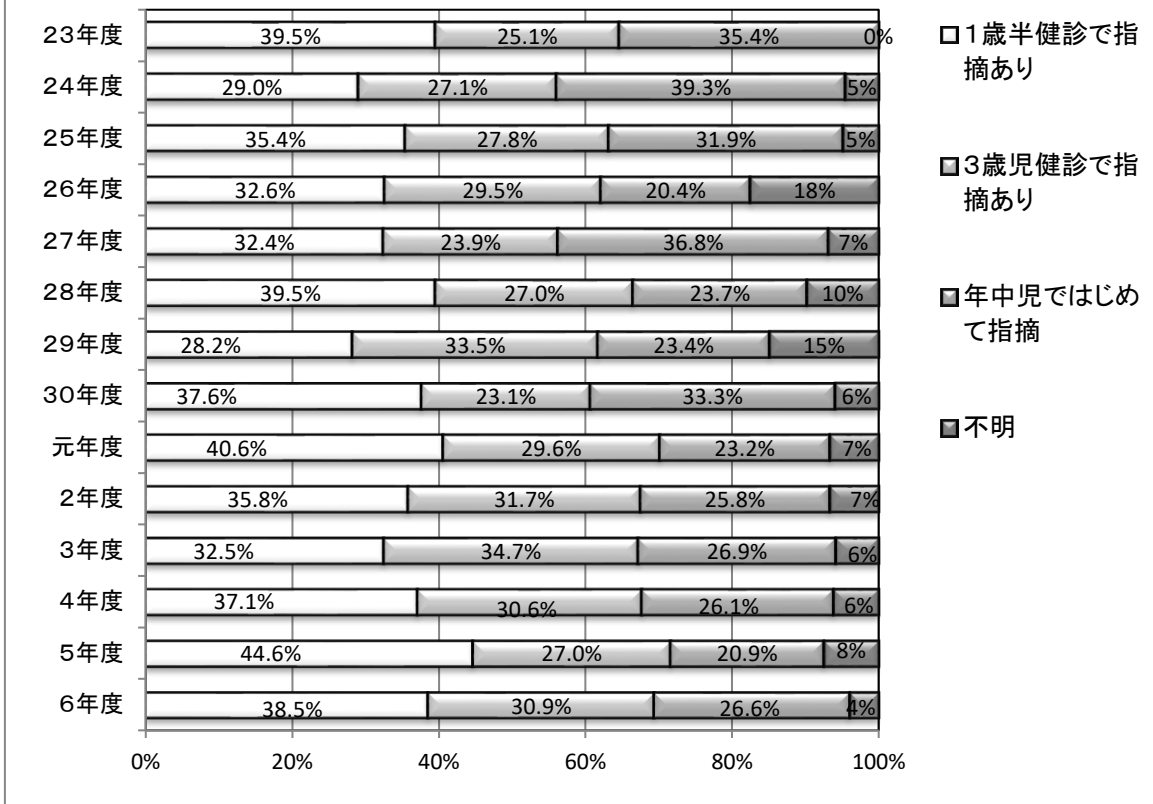




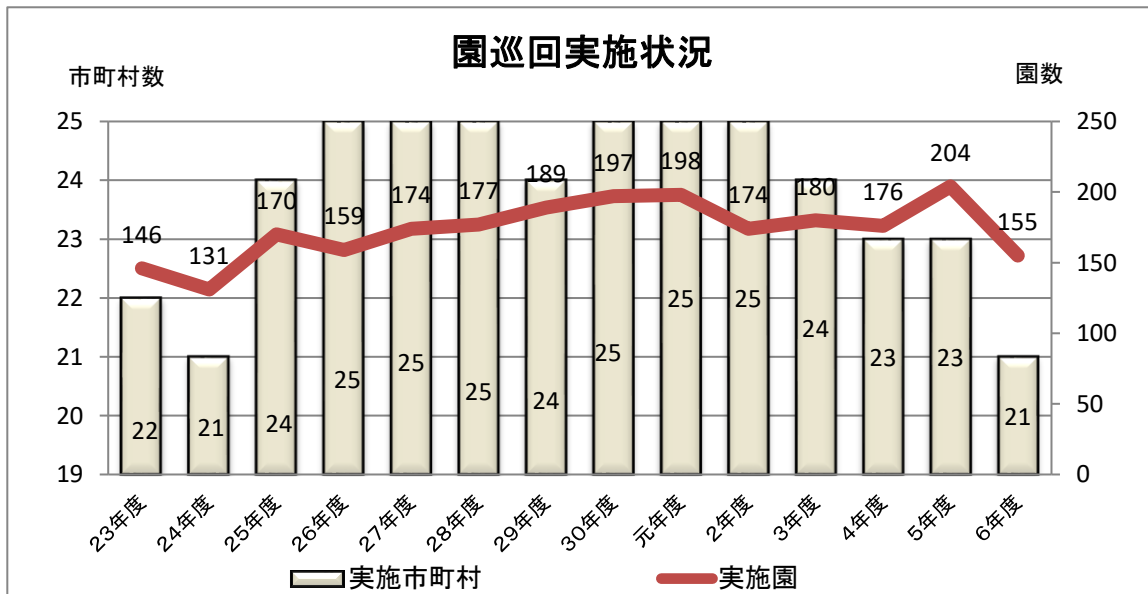
## 2 判定結果



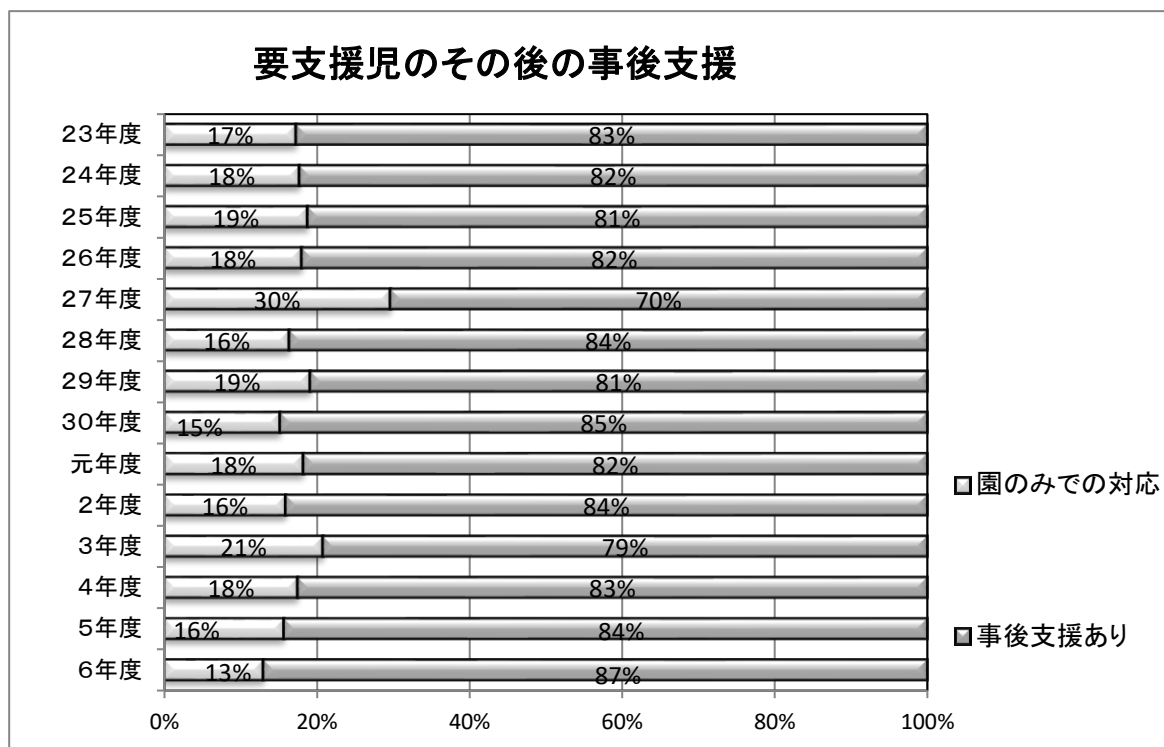
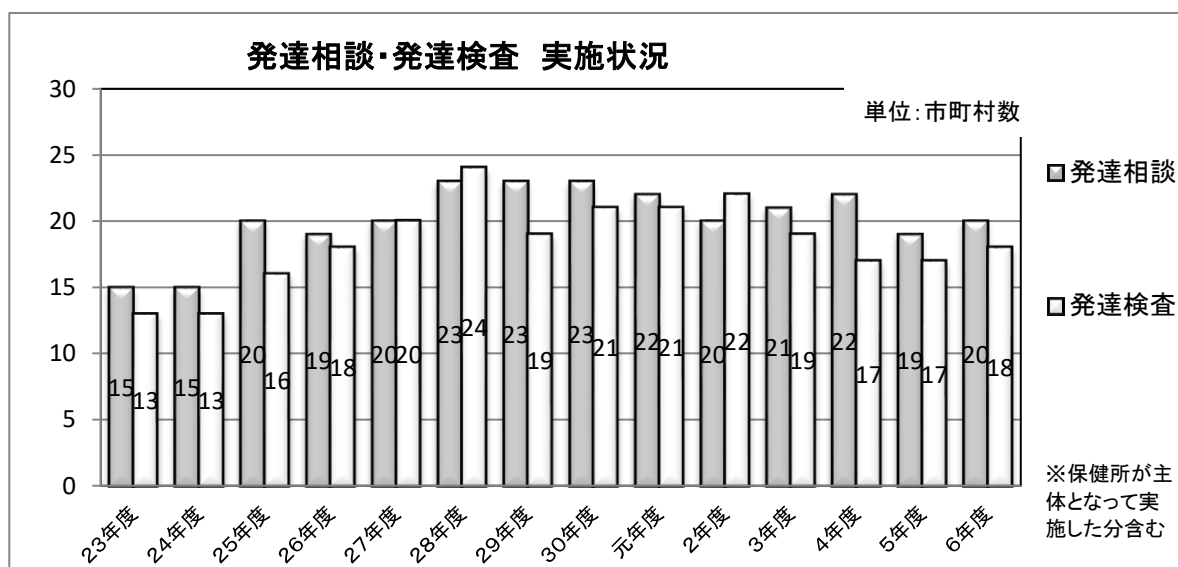
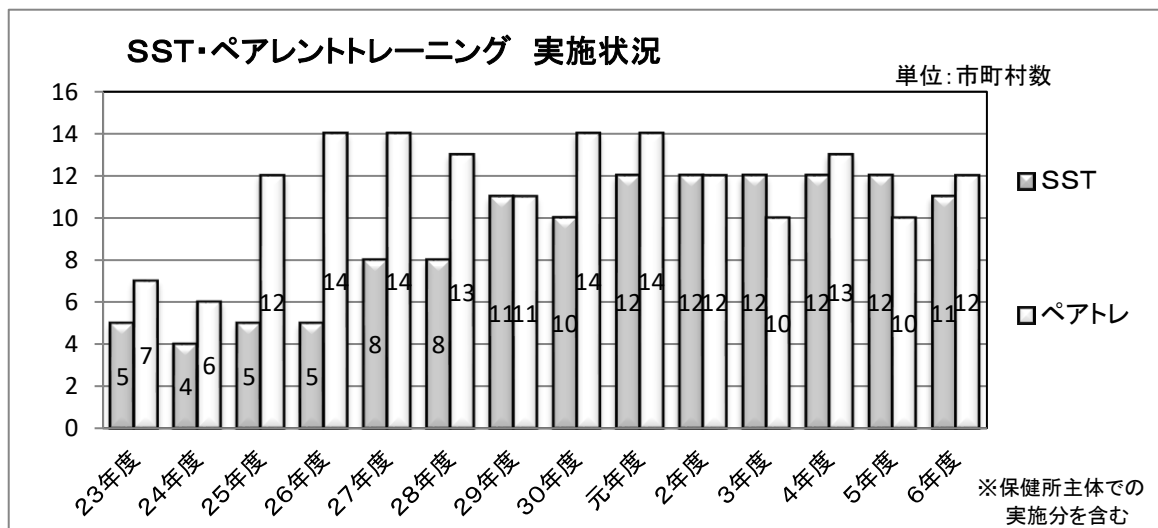
### 要支援の判定時期



### 3 事後支援



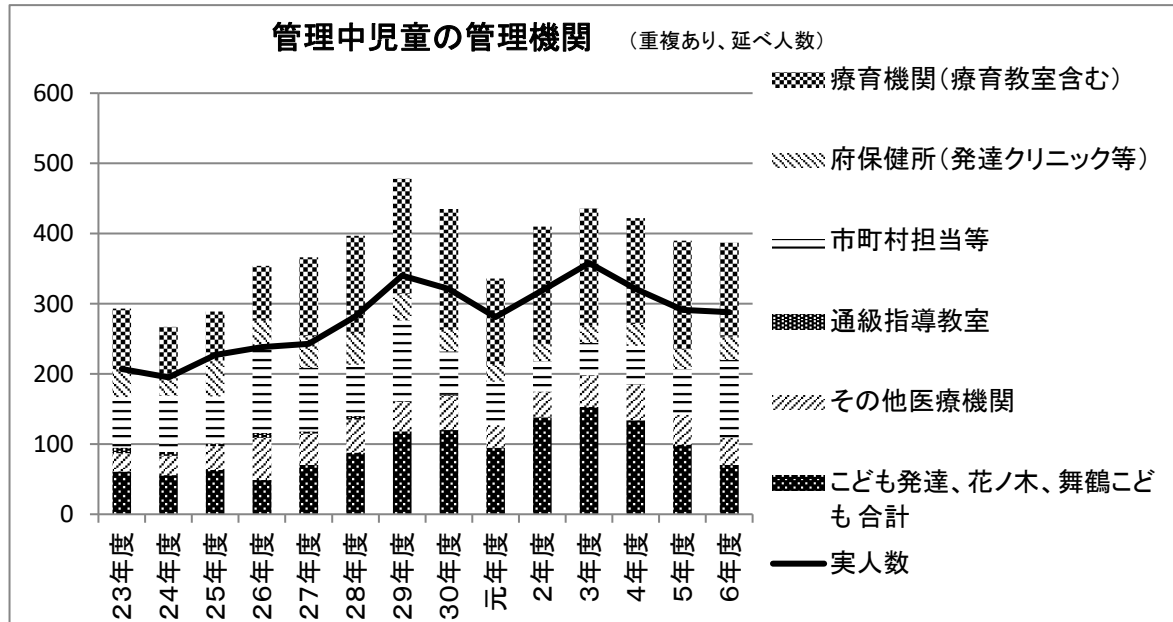
※ 園の合併や閉鎖などにより、園の数がH23→H24: 15園減 (H24の園の数: 319園)



事後支援の種類	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
医療機関における医学的対応	22	17	28	45	24	37	27	32	27
児童デイ、療育教室等の療育機関での対応	23	34	30	22	20	21	38	44	42
フォロー教室(ペアトレ、SST)での対応	19	84	87	48	53	71	57	63	55
学校教育機関、通級指導教室での対応	78	10	4	14	46	85	36	12	30
発達相談・発達検査・発達クリニック	283	215	254	193	173	220	213	189	223
育児相談での対応	2	5	7	8	7	8	19	46	17
その他	124	54	74	70	84	74	60	70	48

(重複回答あり)

#### 4 管理機関



令和7年度 京都府保健所の発達障害関係事業 取組状況（令和8年2月末現在）

（参考5）

保健所	保健所主催・共催の研修、講演会		発達クリニック	その他の取り組み (年中児事業、市町村支援、ペアトレ、 ペアレントメンター、親の交流会等)	自立支援協議会発達障害 部会、担当者会議 等
	市町村保健師対象	保育士・幼稚園教諭・医師等対象			
丹後 保健所	<p>○特別支援教育連携協議会（共催：支援学校・教育局） 日程：令和7年11月20日（木） 内容：医療分野：小・中学校→高等学校への引継ぎ・移行について</p> <p>○管内保健師・保育士等研修会（保健課）</p> <p>○丹後地域発達障害児支援者研修会 時期：11月12日 内容：行動分析について 講師：京都府立医科大学大学院医学研究科京都府発達行動医学講座（連携講座）教授 栗原 康通 氏 市立福知山市民病院 精神神経科 公認心理師 宮 裕昭 氏、米澤 舞菜 氏</p>		<p>○子どもクリニック 計23回</p> <p>◇四方あかね医師 17回 (舞鶴子ども療育センター副所長) ・丹後保健所他 10回 ・宮津会場 7回</p> <p>◇前田 裕史医師 6回 (舞鶴子ども療育センター小児科医長) ・丹後保健所 6回</p> <p>○年中児発達サポート事業 発達相談 計16回 ・丹後保健所 12回 ・宮津会場 4回</p> <p>◇齊藤 カ公認心理師 8回 橋本 知実公認心理師 8回</p>	<p>○年中児発達サポート事業 ・担当者企画運営会議 1回 ・心理所見に関する検討会議 1回</p> <p>○SST事業（市町村支援） 伊根町：保健師従事 時期：①6月27日 ②8月29日 ③10月30日 会議：①5月19日 ②2月13日</p>	<p>○丹後圏域障害者自立支援協議会発達障害部会（福祉課）</p> <p>発達障害部会 2回 時期：①6月23日 ②8月27日 内容： ① 昨年度の取り組みについて 今年度の取り組みについて 高等学校との懇談会について ② 高等学校との懇談会の内容と 日時の最終確認 アンケート結果の共有</p> <p>高等学校との懇談会の開催 時期：8月29日 内容：「障害者就労における、 企業の求めるもの等」 講師：社会福祉法人よさのう み福祉会 障害者就業・生活 支援センターこまち 主任 西原 美恵 氏</p>

※開催日程（又は時期）、内容、対象、講師等について記載してください。

令和7年度 京都府保健所の発達障害関係事業 取組状況

令和8年2月末現在

保健所	保健所主催・共催の研修、講演会		発達クリニック	その他の取り組み (年中児事業、市町村支援、ペアトレ、ペアレントメンター、親の交流会等)	自立支援協議会発達障害部会、担当者会議等
	市町村保健師対象	保育士・幼稚園教諭・医師等対象			
中丹西保健所	<p>○発達障害児等支援従事者研修会 (就学前のびのび福知っ子支援研修会) 右記と同じ</p>	<p>○のびのび福知っ子就学前支援研修会(市と共催) 日程：R7.9.27 14:00～16:00 テーマ：園支援となった児への具体的な支援について 内容：講演「いろいろあってもいいんじゃない？子どもも大人も親も子も」～出会った子どもたちから学んだこと～ 講師：熊谷 真美 氏(福知山市子ども発達支援相談ステーションくりのみ園) 対象：中丹圏域の保育園、幼稚園、認定こども園の保育士、幼稚園教諭、保健師及び子どもの発達支援にかかわる方  ○中丹親子保健研修 左記と同じ</p>	<p>○発達クリニック 枠数：年間15回、1日3ケース(45ケース) 従事者 ・諸戸 雅治 医師(市立福知山市民病院) ・全 有耳 医師(奈良教育大学) ・高野 美由紀 医師(兵庫教育大学)  ○こども相談(発達検査) 日程：R7.11～R8.3 10日間 枠数：1日2ケース(全20ケース) 検査者：舞鶴こども療育センター 公認心理師</p>	<p>○のびのび福知っ子就学前発達支援検証会議 日程：R7.8.7 10:00～11:00、R7.8.29 9:30～11:30 テーマ：4歳児クラス健診の判定について 内容：第1回目 ミニ講話と意見交換「5歳児健診の最新動向～要支援児の捉え方～」 第2回目 事例報告と意見交換「小学校への移行支援について」 講師：全 有耳 氏(奈良教育大学) 回数：2回  ○学校保健地域保健連絡会 日程：R8.5.27 14時～16時 内容：情報提供 ・ヤングケアラーコーディネーター ・プレコンセプションプロジェクト ・感染症発生動向、情報交換・協議 ・子どもを取り巻く現状と課題の共有  ○ペアレントメンター活動支援 随時  ○思春期スクリーニング(市支援) 二次カンファレンス出務(R7.6.26)  ○「世界自閉症啓発デー」に係る啓発 内容：啓発パネル展示、啓発物品配布 日程：4月中</p>	<p>○中丹圏域障害者自立支援協議会 発達障害部会 (中丹東/西保健所合同) ・部会の開催 年2回 ・事務局会議 年5回 ・「寄り添い機関一覧表」の更新 ・実践報告会、研修会等開催 テーマ：教育と福祉の連携 第1回：R7.8.18 講師等：高橋 孝典 教諭(日星高等学校)  第2回：R7.12.22 講師等：吉松正人 担当長(綾部市役所 障害者支援課)  ・出前講座 日程：R7.5.26 テーマ：発達障害を理解しよう 対象：京都府立農業大学校</p>

令和7年度 京都府保健所の発達障害関係事業 取組状況（令和8年2月末現在）

保健所	保健所主催・共催の研修、講演会		発達クリニック	その他の取り組み (年中児事業、市町村支援、ペアトレ、 ペアレントメンター、親の交流会等)	自立支援協議会発達障害 部会、担当者会議 等
	市町村保健師対象	保育士・幼稚園教諭・医師等対象			
中丹東 保健所	中丹東保健所主催の発達障害に関連した研修は今年度実施なし。		<p>○こどもクリニック 綾部（8回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全有耳医師 6回 (奈良教育大学)</li> <li>・四方あかね医師 2回 (舞鶴こども療育センター)</li> </ul>	<p><b>【舞鶴市支援】</b></p> <p>○にじいろ個別支援システム：園巡回同 行</p> <p>○舞鶴市発達支援体制検討会議への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4回実施</li> <li>・R7年度は学童期以降を対象に検討</li> </ul> <p><b>【綾部市支援】</b></p> <p>○年中児発達サポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局会議 3回</li> <li>・集団観察・判定審査会：9～11月</li> <li>・園巡回：1～2月</li> <li>・5歳児巡回：5～6月</li> </ul> <p><b>【「世界自閉症啓発デー」に係る啓発】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 庁舎ライトアップ</li> <li>(2) 横断幕およびのぼりの設置</li> <li>(3) 啓発パネル展示、当事者の書道展</li> </ol>	<p>○中丹圏域障害者自立支援協 議会 発達障害部会 [中丹西/東保健所合同]</p> <p>活動のテーマ： 「教育と福祉の連携」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の開催 年2回</li> <li>・事務局会議</li> </ul> <p>▼実践報告会、研修会 テーマ：教育と福祉の連携 日程：令和7年8月18日 令和7年12月22日 講師等：日星高等学校 特別支 援教育コーディネーター 高 橋 孝典 氏 綾部市障害者支援課 吉松 正人 氏</p> <p>▼出前講座の開催 日時：令和7年5月26日 場所：京都府立農業大学校 内容：発達障害に関する理解 を深める講習会</p> <p>▼寄り添い機関一覧表の更新</p>

※開催日程（又は時期）、内容、対象、講師等について記載してください。

令和7年度 京都府保健所の発達障害関係事業 取組状況（令和8年2月末現在）

保健所	保健所主催・共催の研修、講演会		発達クリニック	その他の取り組み (年中児事業、市町村支援、ペアトレ、 ペアレントメンター、親の交流会等)	自立支援協議会発達障害 部会、担当者会議 等
	市町村保健師対象	保育士・幼稚園教諭・医師等対象			
南丹保健所	<p>○<b>亀岡市4歳児健康観察事業従事者研修会</b> 対象：亀岡市所在の保育園等 日時：令和6年5月22日（木） オンライン開催 年中児スクリーニングで大切にしたい視点ー心理職による「発達評価」「保護者への伝え方」のポイントー 参加者 36名</p> <p>○<b>発達障害児はぐくみ事業</b> ※局予算 対象：市町保健師、療育教室職員、保育園職員、その他テーマに沿って案内</p> <p>●<b>連携会議</b> 4回 内容：施設情報・取組共有、事例検討等</p> <p>①令和7年5月14日（水） 参加者27名 ② 7月17日（木） 参加者22名 ③ 10月28日（火） 参加者24名 ④ 1月27日（火） 参加者21名</p> <p>●<b>療育教室見学</b> 5施設5回実施 参加者延14人 ●<b>保育園・幼稚園等従事者研修</b>1回（連携会議第1回と同日開催） 参加者73名 内容：「保育園・幼稚園・子ども園から小学校に向けての連携」をテーマに教育局より講話いただき、参加者で交流</p>		<p>○<b>発達障害専門クリニック</b> (全6回) ・平井 清 先生 3回 (こども発達支援センター診療所所長) ・落合 利佳 先生 2回 (3月予定) (京都女子大学)</p>	<p>○<b>ペアレント・トレーニング</b> (ほめ上手・しつけ上手実践講座) 日程：11月～2月 保健所・市共催 ※今年度は申込なく、実施なし</p>	<p>○<b>南丹圏域障害児者総合支援ネットワーク(ほっとネット)運営委員会</b> 年4～5回</p> <p><b>発達障害者支援部会</b> 総会：年1～2回 放デイ情報交換会：年2回 高校と福祉の懇談会：年1回 地域リハビリテーション支援センターとの共催企画 2月予定</p>

※開催日程（又は時期）、内容、対象、講師等について記載してください。

令和7年度 京都府保健所の発達障害関係事業 取組状況（令和8年2月末現在）

保健所	保健所主催・共催の研修、講演会		発達クリニック	その他の取り組み (年中児事業、市町村支援、ペアトレ、 ペアレントメンター、親の交流会等)	自立支援協議会発達障害 部会、担当者会議 等
	市町村保健師対象	保育士・幼稚園教諭・医師等対象			
乙訓 保健所	<p>○事例検討会</p> <p><b>【目的】</b> 令和6年度の事例の振り返りを通して、発達クリニックでの助言内容や各市町の事業やフォロー状況を関係者間で共有し、乙訓管内の発達障害の相談・連携体制の推進を図る。</p> <p><b>【日時】</b> 令和7年7月7日（月）</p> <p><b>【対象】</b> 各市町保健師 (市町ごと実施)</p> <p><b>【講師】</b> 京都女子大学 発達教育学部 教授 落合 利佳 先生</p> <p>○乳幼児保育従事者研修会</p> <p><b>【目的】</b> 市町の保育所保育士・幼稚園教諭等と母子保健担当保健師が、発達に課題のある年中児の理解と対応について学び、必要な知識を身につけることで、発達障害の支援体制の推進を図る。</p> <p><b>【日時】</b></p>	<p>○同左の乳幼児保育従事者研修会</p>	<p>○発達支援専門クリニック</p> <p><b>【回数】</b> 12回/年+増設1回 第3金曜日 午前 (各回 2名まで) 11月に1回増設</p> <p><b>【担当医師】</b> 京都女子大学発達教育学部 教授 落合 利佳 医師</p> <p><b>【対象者】</b> 市町の発達相談等で発達障害の疑い等、要経過観察・要精検となった児とその保護者</p>	<p>・管内各市町でペアトレ実施なし。</p>	<p>○乙訓圏域障がい者自立支援協議会－相談支援プロジェクト（福祉課）</p> <p><b>【回数】</b> 4回/年（R6年度） (6～1月)</p> <p>○乙訓圏域障がい者自立支援協議会－児童発達支援プロジェクト（福祉課）</p> <p><b>【回数】</b> 5回/年（R6年度） (6～2月)</p>

<p>令和7年8月27日(水)</p> <p><b>【対象】</b> 乙訓管内 保育所保育士 幼稚園教諭、保健師</p> <p><b>【講師】</b> 京都女子大学 発達教育学部 教授 落合 利佳 先生</p> <p>○発達障害児支援に関する意見交換会</p> <p><b>【目的】</b> 助言者同席のもと管内母子保健担当と情報交換・意見交換の場をもち、今後の保健所の支援体制検討の基礎資料とし、もって乙訓地域の発達障害児支援体制の強化につなげる。</p> <p><b>【日程】</b> 令和8年1月7日(水)</p> <p><b>【対象】</b> 各市町保健師 (市町ごと実施)</p> <p><b>【講師】</b> 京都女子大学 発達教育学部 教授 落合 利佳 先生</p>				
--	--	--	--	--

※開催日程（又は時期）、内容、対象、講師等について記載してください。

令和7年度 京都府保健所の発達障害関係事業 取組状況（令和8年2月末現在）

保健所	保健所主催・共催の研修、講演会		発達クリニック	その他の取り組み (年中児事業、市町村支援、ペアトレ、 ペアレントメンター、親の交流会等)	自立支援協議会発達障害 部会、担当者会議 等
	市町村保健師対象	保育士・幼稚園教諭・医師等対象			
山城北 保健所 (本所)	<p>○発達障害児支援従事者研修会</p> <p>【対象】 保育所、幼稚園、こども園、認可外保育施設、児童発達支援事業所、市町母子保健担当課等の従事者</p> <p>【日程】 令和7年12月5日</p> <p>【テーマ】 保護者支援</p> <p>【講師】 ペアレントメンター</p> <p>【内容】 講話、グループワーク（事例検討）</p>		<p>○発達支援クリニック</p> <p>【回数】 月1回</p> <p>【担当医師】 青山三智子医師 (府立こども発達支援センター (すてっぷセンター))</p>	<p>○宇治市早期療育ネットワーク会議</p> <p>委員として出席</p> <p>第1回 令和7年6月12日</p> <p>第2回 令和7年9月16日</p> <p>○山城北保健所管内母子保健担当者会議</p> <p>【日程】 令和7年7月2日</p> <p>【内容】 5歳児健診の実施方法や課題等 についての意見交換</p>	<p>○山城北圏域障害者自立支援協議会 発達部会</p> <p>◆年3回実施 (6月・12月・3月)</p> <p>◆令和6年度までのテーマ 「知的におくれない発達障害(疑いを含む)児について。教育と福祉の顔の見える関係づくりのために」 →今年度から構成機関を整理、テーマ再検討</p> <p>◆令和7年12月12日 ミニ学習会実施(部会第2回と同時開催)</p> <p>管内地域支援センター4箇所を招き、テーマ検討 「高校生年齢の発達障害支援」をテーマに掘り下げていく方針に</p>

※開催日程（又は時期）、内容、対象、講師等について記載してください。

令和7年度 京都府保健所の発達障害関係事業 取組状況（令和8年2月末現在）

保健所	保健所主催・共催の研修、講演会		発達クリニック	その他の取り組み (年中児事業、市町村支援、ペアトレ、 ペアレントメンター、親の交流会等)	自立支援協議会発達障害 部会、担当者会議 等
	市町村保健師対象	保育士・幼稚園教諭・医師等対象			
山城北 保健所 綴喜分 室		<p>○従事者研修会 【日時】 R7.10.21 【内容】 ・講演「発達と運動のおはなし ～なぜ運動なのか～」 ・交流会 【対象】 管内各市町の保育士、幼稚園教 諭、児童発達支援事業所職員等 【講師】 児童発達支援・放課後等デイサ ービス とらいひろば京田辺 代表 原田高廣 氏</p>	<p>○発達支援クリニック 【回数】 1回/月 【担当医師】 府立こども発達支援センター すてっぷ 青山三智子医師 【会場】 山城北保健所  ※R7～山城北保健所（本所） 実施に集約</p>		山城北保健所（本所）で集約し 会議等に参加

※開催日程（又は時期）、内容、対象、講師等について記載してください。

令和7年度 京都府保健所の発達障害関係事業 取組状況（令和8年2月末現在）

保健所	保健所主催・共催の研修、講演会		発達クリニック	その他の取り組み (年中児事業、市町村支援、ペアトレ、 ペアレントメンター、親の交流会等)	自立支援協議会発達障害 部会、担当者会議 等
	市町村保健師対象	保育士・幼稚園教諭・医師等対象			
山城南 保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時期：令和8年3月4日（水）</li> <li>・内容：発達障害児への支援、5歳児健診実施における課題の共有 等</li> <li>・対象：管内市町村担当者、京都山城総合医療センター小児科医師</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時期：令和8年2月25日（水）</li> <li>・内容：円滑な小児在宅療養移行を目指した看護職ネットワーク会議を活用した情報連携</li> <li>・対象：管内の看護職</li> <li>・時期：令和8年2月13日（金）</li> <li>・内容：医療的ケア児や発達障害児の小児リハビリテーションについて</li> <li>・対象：管内のリハビリ職。保育士、保育看護師、市町村保健師 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時期：7月25日（金）午前（上記、対象児0名）</li> <li>11月5日（水）午前（上記、対象児1名）</li> <li>2月18日（水）午前（上記、対象児0名）</li> <li>・開催回数：3件/年（2～3か月に1回の開催、就学児クリニック含む）</li> <li>・講師：全有耳先生（奈良教育大学 教授）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・山城南圏域障害者自立支援協議会運営会議 年4階開催。発達障害に関する協議を実施。また、圏域発達支援センターの活動状況報告を運営会議で行った。</li> <li>*当圏域の自立支援協議会では、発達障害部会は設置されていないが、各部会（就労支援部会、地域生活支援部会、人材育成部会等）において発達障害に関連する事例検討や研修会を実施。</li> </ul>

※開催日程（又は時期）、内容、対象、講師等について記載してください。